

碧南市パブリックコメント実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市の基本的な政策等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することによって、市の意思決定過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民との協働による市政の推進に資するため、パブリックコメント手続の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、公表したのに対して市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、それらの意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）
 - (2) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画の策定又は改定
 - (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
 - (4) その他実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を経ることなく、政策等の策定を行うことができる。
- (1) 意見を聴取する手続が法令又は条例若しくは規則に別段の定めがある場合
 - (2) この規程に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等の策定を行う場合
 - (3) 実施機関が迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
 - (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方
- (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

(公表の方法等)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報へきなんへの掲載（政策等の案件名及び意見募集期日等の掲載に限る。）
 - (2) 市ホームページへの掲載
 - (3) 担当課及び行政情報コーナー等における閲覧
- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。
- 3 前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。
- （意見等の提出）
- 第6条** 実施機関は、政策等の案等の公表の日からおおむね30日程度の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。
- 2 前項の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が認める方法
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。
- （意思決定に当たっての意見等の考慮）
- 第7条** 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、最終的な政策等の策定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、速やかに提出された意見等の概要、意見等に対する実施機関の考え方及び政策等の案を修正したときにあつてはその修正内容を公表しなければならない。ただし、碧南市情報公開条例（平成12年碧南市条例第28号）第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。
- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。
- 4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。
- （実施状況等の情報の提供）
- 第8条** 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件及びこれから実施していく予定案件の一覧表を作成し、行政情報コーナーにおいて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載して公表するものとする。
- 2 前項の一覧表には、案件名、公表期日、意見等の提出期限及び政策等の案の入手方法並びに問い合わせ先を、予定案件の一覧表については、案件名、実施予定時期、問い合わせ先を記載するものとする。
- 附 則**
- （施行期日）
- 1 この規程は、平成16年8月1日から施行する。
- （この規程の適用除外）
- 2 この規程は、立案の過程にある政策等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、適用しない。